広島観光親善大使派遣要領

(趣 旨)

第1条 この要領は、広島観光親善大使の派遣について、必要な事項を定めるものとする。

(用 務)

第2条 広島観光親善大使は、広島の観光を国内外にPRし、観光のイメージアップを図るため、観 光振興事業及び観光に関連する公的諸行事等に参加するものとする。

(派遣依頼)

第3条 広島観光親善大使は、官公庁、報道機関、公益財団法人広島観光コンベンションビューロー (以下「ビューロー」と言う。) 賛助会員、その他これに類する者(以下「派遣依頼者」という。) の依頼に基づき派遣するものとする。

(派遣の申込み)

第4条 広島観光親善大使の派遣依頼者は、原則として派遣日の2週間前までに所定の申請書に申請 事項を記入のうえ、ビューローに提出するものとする。

(派遣の決定等)

第5条 理事長は、前条の申請書の提出があった場合において、当該申請のあった行事内容及び広島 観光親善大使の用務を審査のうえ、派遣の適否を決定し、派遣依頼者に通知するものとする。

(待 遇)

第6条 広島観光親善大使の派遣の決定を受けた派遣依頼者は、広島観光親善大使の意思を尊重し、 その用務について、品位をそこなわないよう配慮しなければならないものとする。

(旅費)

第7条 派遣依頼者は、広島観光親善大使の派遣に係る交通費、宿泊料、日当等、ビューローの定めるところにより当該経費を負担するものとする。

(服装)

第8条 派遣の服装は、原則として制服とする。ただし、派遣依頼者が制服以外を希望し、理事長が 適当と認める場合は、派遣依頼者の負担において、制服以外の服装で派遣することができる。 (派遣料)

第9条 派遣依頼者は、次表に掲げる区分に従い、派遣料をビューローへ支払うものとする。

74 71 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21 21		
<u>X</u>	分	派遣料
派遣依頼者など	派遣時間	/// 追 //
ビューロー賛助会員、官公庁(営利を目的としな	4時間以上	15,000円
い団体で、構成員に官公庁が含まれるものを含	(1人1日1事業につき)	
む。)及び報道機関の場合	4時間未満	8,500円
	(1人1日1事業につき)	
上記以外の場合	4時間以上	18,000円
	(1人1日1事業につき)	
	4時間未満	11,500円
	(1人1日1事業につき)	
宿泊を伴う場合の移動日	1人1日	6,500円

※派遣時間は、ビューロー事務局を起点とし用務地までの往復時間及び実際の派遣用務を 達成するために必要な時間(集合時間から終了時間)とする。

- 2 広島観光親善大使の派遣承認を受けた者は、前項に規定する派遣料を行事終了後、2週間以内に 支払わなければならない。
- 第10条 この要領に定めるもののほか、広島観光親善大使の派遣に関し、必要な事項は理事長が定める。

附則

- 1 この要領は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この要領の施行日前に、旧広島市観光協会の「広島観光親善大使派遣要領」に基づき行われた行 為は、この要領に基づき行われたものとみなす。

附則

この要領は、平成22年7月24日から施行する。

附則

この要領は、平成23年9月1日から施行する。

附則

この要領は、令和2年11月17日から施行する。